

ACSV MONTHLY LETTER

今回は「印紙税」についてのお話です。印紙税は、契約書・手形・領収証などに収入印紙を貼ることにより納税します。収入印紙を貼らないでも文書の法的な効力は変わりませんが、調査等で指摘されれば本来の3倍の過怠税が課される場合があるので注意が必要です。

● PDF等で交付した文書は印紙不要

注文請書、契約書、領収書などは印紙税が課される「課税文書」です。これらの書類について、電子メールにPDF等の電磁的記録を添付することで、印紙を貼らない場合が最近よく見られます。

これは印紙税法に規定する課税文書の「作成」の 때가、単に作成することだけではなく相手方に現物の交付がなされた時とされているため、電子メールやFAXで送信しただけでは「課税文書」を「作成」したことにはならないからです。これについては福岡国税局の文書回答事例でも明らかにされております。

なお、電子メールで送信した後に現物を交付した場合は、その現物は当然に「課税文書」になります。送信するPDF等の文書は「控」など印字して、現物の写しであることを明らかにするのがベターです。

● 印紙と消費税

収入印紙や証紙の購入に係る消費税の取扱は以下の通りです。

郵便局、郵便切手類販売所などで購入	非課税
チケットショップなどで購入	課税

よって、消費税の課税事業者で簡易課税を選択していない場合は、同じ購入価格でもチケットショップなどで購入するほうが約5%安くなるということになります。

また、課税文書の作成時に消費税額を区分記載すれば、印紙税の課税標準は税抜価格となります（領収書で「30,450円（含消費税、1,450）」は非課税）。

税務カレンダー

	内容	備考
6月	個人住民税納付（第1期）	
7月	所得税予定納付（第1期） 源泉所得税納付（納期特例・上期分）	減額申請ができます。

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。

（できるだけ電子メールでお願いしております）